

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

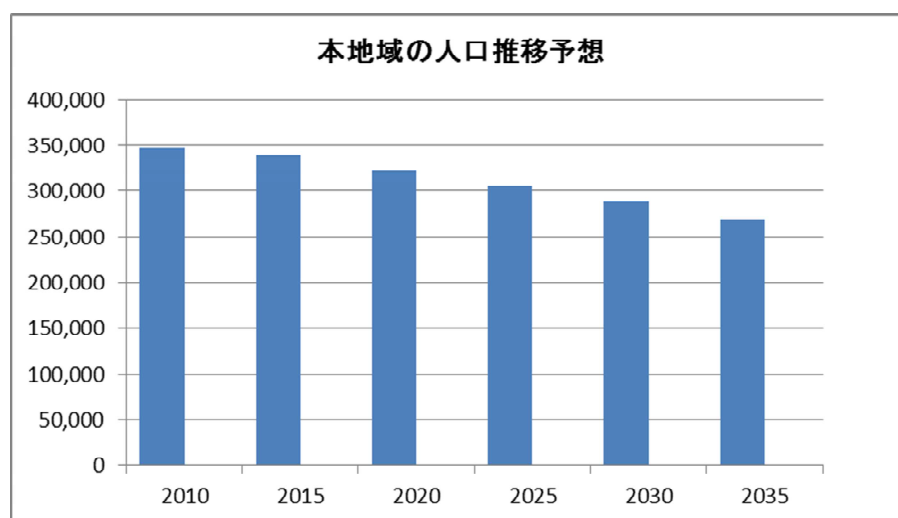
旭川市の人口は、平成30年5月1日現在で338,785人となっている。昭和30年から近隣町村との合併が進み、昭和45年に30万人、昭和58年には36万人を超えて以後、平成17年まで36万人台を維持してきたが、近年は少子高齢化による自然減と転出超過による社会減により、減少傾向が続いている。北海道内では、札幌市に次ぐ第2の人口規模を有している。

◆旭川市の人口分布の状況

本地域の人口推移（出典：RESAS 人口マップ）

単位：人

年 地域	2010 (H22)	2015 (H27)	2020	2025	2030	2035
旭川市	347,095	339,605	322,296	306,151	288,229	269,094



本地域の人口推移予想

本市の産業構造は、下の「事業所及び従業者の産業別割合」のとおり、事業所数、従業者数ともに第1次産業が0.5%、第2次産業が14.6%、第3次産業が84.9%と8割以上を第3次産業が占めている。

第2次産業における製造業を製造品出荷額で見ると、食料品製造業が32.9%、機械金属関連製造業16.0%、パルプ・紙・紙加工品製造業で15.6%となっており、これらの業種で6割を超える割合となっている。

第3次産業における事業所数で見ると、卸売業・小売業が25%、宿泊業・飲食サービス業が13.8%と続いている構成となっている。

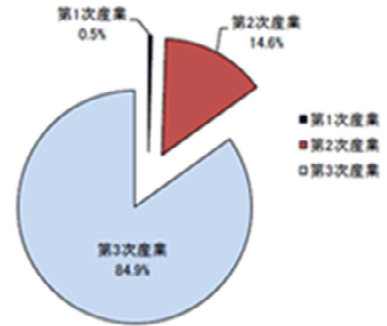
本市の総事業所数は、14,854 者、従業者数 140,269 人となっており、その内、中小企業の事業所数は、14,645 者、従業者数 110,898 人で、それぞれの割合は 98.59%、79.06%となっている。

◆旭川市の産業構造

事業所数・従業者数ともに、同様の産業構造割合となっている。

単位:事業所・人・% 平成26年7月1日現在

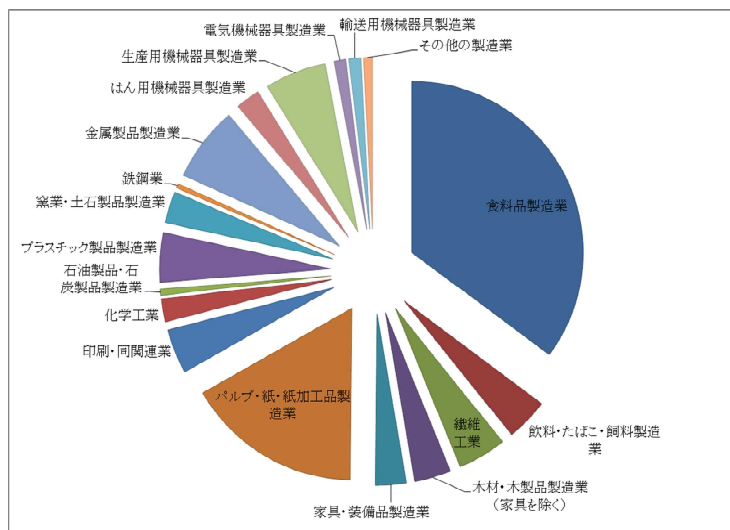
区 分	旭 川 市				北 海 道			
	事業所数		従業者数		事業所数		従業者数	
	平成26年	構成比	平成26年	構成比	平成26年	構成比	平成26年	構成比
A～S 総 数	15,201	100.0	154,350	100.0	242,707	100.0	2,445,372	100.0
A～B 第 1 次 産 業	76	0.5	799	0.5	4,597	1.9	44,181	1.8
A 農 業 , 林 業	76	0.5	799	0.5	3,983	1.6	37,835	1.5
B 漁 業	-	-	-	-	614	0.3	6,346	0.3
C～E 第 2 次 産 業	2,219	14.6	22,461	14.6	34,058	14.0	391,589	16.0
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	3	0.0	22	0.0	188	0.1	2,151	0.1
D 建 設 業	1,437	9.5	11,639	7.5	22,295	9.2	188,558	7.7
E 製 造 業	779	5.1	10,800	7.0	11,575	4.8	200,880	8.2
F～S 第 3 次 産 業	12,906	84.9	131,090	84.9	204,052	84.1	2,009,602	82.2
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	13	0.1	722	0.5	667	0.3	13,137	0.5
G 情 報 通 信 業	110	0.7	1,157	0.7	2,330	1.0	39,944	1.6
H 運 輸 業 , 郵 便 業	367	2.4	8,183	5.3	6,617	2.7	141,025	5.8
I 卸 売 業 , 小 売 業	3,795	25.0	33,338	21.6	58,101	23.9	483,989	19.8
J 金 融 業 , 保 険 業	331	2.2	3,671	2.4	4,265	1.8	51,775	2.1
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	1,233	8.1	3,566	2.3	18,015	7.4	61,468	2.5
L 学 術 研 究 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	496	3.3	3,448	2.2	8,851	3.6	62,845	2.6
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	2,100	13.8	12,815	8.3	33,660	13.9	217,326	8.9
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	1,439	9.5	6,542	4.2	21,449	8.8	108,719	4.4
O 教 育 , 学 習 支 援 業	465	3.1	8,340	5.4	8,558	3.5	121,070	5.0
P 医 療 , 福 祉	1,458	9.6	27,297	17.7	19,762	8.1	356,155	14.6
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	97	0.6	1,879	1.2	1,979	0.8	32,664	1.3
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	922	6.1	13,044	8.5	17,039	7.0	203,994	8.3
S 公 務 (他 に 分 類 さ れ な い も の を 除 く)	80	0.5	7,088	4.6	2,759	1.1	115,491	4.7



出典：総務省統計局経済センサス基礎調査（平成26年）

◆製造業の産業割合（製造品出荷額）

製造品出荷額の総額：約 2,156 億円



【内訳：一部抜粋】

■食品製造業：約 710 億円（32.9%）

■機械金属製造業：約 351 億円（16.0%）

※鉄鋼業、金属製品製造業、はん用機械製造業、生産用機械器具製造業、電機機械器具製造業、輸送用機械器具製造業を「機械金属製造業」として合算

■パルプ・紙・加工品製造業：約 336 億円（15.6%）

出典：平成28年経済センサス-活動調査

本市の産業構造をみると雇用者数の8割以上を第3次産業が占める経済構造をなしており、その中でも4割以上を卸売業・小売業、宿泊サービス業が占めている。

第2次産業について産業別に製造品出荷額をみると、食料品製造業が構成比32.9%（710億円）で最も高く、次にパルプ・紙・紙加工品製造業が同15.6%（336億円）、金属製品製造業が同6.6%（143億円）となっており、上位3産業で全産業の5割以上を占める経済構造をなしている。

このような状況において平成28年1月に策定した第8次旭川市総合計画の基本構想において、5つの基本目標と13の基本政策を掲げており、その中の基本目標の1つに「活力と賑わいにあふれ、経済が力強く発展するまちを目指します」を掲げ、その目標を達成するための基本政策として「魅力と活力のある産業の展開」と「温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出」を挙げている。

この基本構想に掲げる目指す都市像や基本目標の実現を図るため政策の方向性や目標値等を定めた第8次旭川市総合計画基本計画において3つの重点テーマを設定し、その重点テーマのひとつに掲げている『しごと 生き活き 賑わいづくり』を達成するため、5つの基本政策に基づいた様々な事業を展開していくことで、まちの賑わいを創出することとしている。具体的には、ものづくり、食と農、医療・福祉の集積、大規模自然災害が少ないといった様々な地域の資源や特性を生かし、地場産業の振興をはじめ、ブランド力の向上、新たな産業の創出や企業誘致の推進などによる地域経済の活性化や労働力の確保に向けて、若者をはじめ、女性やシニア世代も活躍しやすい環境づくりを行うこととしている。

また、これらに基づき、各種製造業における新製品の開発や販路拡大、人材育成などへの積極的な取組と創業を目指す人へのきめ細やかな取組により地域の製造品出荷額の増加を図っていくとともに、流通業においては中核企業の機能強化を支援することで域外への取引量増加を図っていく。

これらの取組を通じて、地域企業の製造能力の底上げを図ると共に取引量の増加、観光客の増加による外貨獲得を図ることで、地域産業に新たな付加価値と雇用者を生み出し経済の好循環へと繋げていく。

以上のように、基幹産業である農業と商工業の連携により付加価値の高い食品等の開発や関連産業の集積促進を進めることで、地域事業者の稼ぐ力を向上させ、付加価値額の増加、雇用拡大につなげていく必要がある。

（2）目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に87件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

旭川市における産業構造では、様々な業種が密接に結びついており、設備投資による事業所の生産性の向上が地域経済全体の発展に寄与するものと考えられる。

よって、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

旭川市内の各産業における中小企業の労働生産性の向上を目指すことから、本計画において対象となる区域は、旭川市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市は、良質な農産物や高品質な家具・機械など本市が誇る地場製品のブランド化や高付加価値化を進め、競争力の向上や国内外への販路拡大を促進するとともに、地域の資源や特性を生かした企業誘致の推進や新たな産業の創出に取り組んでいることから、旭川市内の各産業における中小企業の労働生産性の向上を目指すため、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業の全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。